

2023年12月26日

ジェットスタークルーアソシエーション

執行委員長 木本 薫子 殿

ジェットスター・ジャパン株式会社

人事本部長 森川 秀樹

通知書

貴組合からの12月26日付け「抗議文」について、以下の通り通知及び回答します。

1. 欠勤扱いについて

申し出のあった3名については、当日の勤務に係る労務提供意思の有無とは関係なく、会社規程に基づき、「アルコール自主検査及び事前確認」を履行しなかったことにより乗務が不可能となったものであり、不当労働行為に当たるものではありません。

念のため付言すると、争議行為かどうかに関係なく、例えば、乗務員が過失により「アルコール自主検査及び事前確認」を履行しなかった場合も同様に取り扱われることとなります。

2. 争議権行使について

「アルコール自主検査及び事前確認の拒否」を行ったこと自体は争議権の行使であると理解しており、懲戒処分の対象にはなりません。

3. 勤務コードの設定について

運航乗務員及び客室乗務員に共通のコードとして新たにSTKを設定し、別途全乗務員に対して周知することとします。なお、STKは「業務拒否」に該当する勤務時間、及び「アルコール自主検査及び事前確認の拒否」に伴って乗務不可能となった勤務時間に適用されるものとします。

4. 基本給の控除について

通常の欠勤時と同様の取扱いとなります。

以上